

公 告

電子入札による事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、高知市契約規則（昭和 40 年規則第 4 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 5 月 22 日

高知市長 桑 名 龍 吾

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 春野町 8 号線舗装工事
- (2) 工 事 場 所 高知市春野町東諸木外
- (3) 工 事 概 要 春野町 8 号線 施工延長 L=114.8m 幅員 W=2.1~4.4m
舗装工 不陸整正（補足材 29mm 以上 34mm 未満） A=430 m²
表層（t=4cm） A=430 m²
- (4) 工 事 日 数 85 日
- (5) 予 定 価 格 事後公表する。
- (6) 最低制限価格 有（事後公表する。）

2 本工事は予定価格に係る積算疑義申立手続対象の工事である。

3 本工事は高知市「週休 2 日制工事」実施要領における週休 2 日制工事である。

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項
別紙のとおり

別紙

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入 札 参 加 形 態	単体
地 域 要 件	高知市内に主たる営業所（本社）を有する者
業 種	舗装工事
格 付 等 級	公告日時点における格付等級がD, C, B又はA級の者
許 可 区 分	特定又は一般
施 工 実 績	次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者 1 平成22年4月1日以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率15%以上の共同企業体であること。 4 最終請負金額（税込）が50万円以上であること。（ただし、共同企業体による施工の場合は実績請負金額は出資比率により按分した金額とする。） 5 舗装工事で、工事内容がアスファルト舗装工事であること。
配 置 技 術 者	次の要件をすべて満たす者 1 本工事の許可業種に係る建設業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者として従事するための資格要件を満たす者。（監理技術者として従事する場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。） 2 雇用については、入札資格要件確認の時点で雇用されていること。なお、請負代金が4,500万円（建築一式工事にあっては9,000万円）以上となる場合は配置技術者は専任で配置することとし、公告日の3か月以上前から申請者との雇用関係が継続している者であること。
手 持 工 事	開札時点で次のいずれかに該当する手持ち工事（本市発注工事の舗装工事に限る。）を2件以上（1件までは手持ちとしない。）有する者は参加を認めない。また、本工事の落札候補者決定時点において、手持ち工事を2件以上有する者の入札については、これを無効とする。 ア 今年度に一般競争入札により落札又は落札候補者となった舗装工事のうち、落札候補となった日から竣工検査合格日までの期間中であるもの イ 前年度に「ゼロ市債・余裕期間設定工事」として一般競争入札により請負契約を締結した舗装工事で、竣工検査合格日までの期間中であるもの ウ 前年度に一般競争入札により請負契約を締結し、前年度末日時点での契約工期の2分の1を経過していない舗装工事で、竣工検査合格日までの期間中であるもの ただし、前年度において、建設工事のうち発注工事と同一工種について高知市優良建設工事施工者表彰を受けた者については2件までは手持ちとしない。 なお、一般競争入札の公告において、「事後審査型制限付き一般競争入札実施要領第5項第6号の規定による手持ち工事に該当しないものとする。」と記載しているものについては当該手持ち工事として扱わない。

2 参加申請・入札日程等

参 加 申 請	事後審査型制限付き一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）第7項の規定に基づき、入札に参加を希望する者は入札書提出期限までに入札書類を提出することで参加意思を示すものとする。 なお、入札書提出後、開札日時までに辞退を申し出る場合は、あらかじめ高知市総務部契約課に対し、辞退する旨を口頭により申し出た上で、入札辞退届を高知市総務部契約課にFAX又は持参により速やかに提出すること。
---------	---

設計図書の閲覧	期 間	令和7年5月22日8時30分から開札日時まで
	場 所	高知市役所本庁舎3階契約課
電子データの閲覧	期 間	令和7年5月22日から開札日まで
	場 所	高知市総務部契約課ホームページ
質疑の受付回答	受 付 期 間	令和7年5月22日8時30分から同年5月29日12時00分まで
	場 所	高知市役所本庁舎3階契約課
	提 出 方 法	FAX 又は持参によること（郵送は認めない。）。
	回 答 時 期	令和7年6月2日
	回 答 方 法	回答日から入札書の提出締切日まで高知市役所本庁舎3階契約課において閲覧に付するとともに、高知市総務部契約課ホームページに掲載する。
入 札 方 法 等	本工事は高知市電子入札運用基準に基づき、高知市電子入札システムで行う。	
	提 出 書 類	1 入札書（システム入力による） 2 工事費内訳書
	提 出 書 類 受 付 期 間	令和7年6月3日 8時00分から 令和7年6月5日 17時00分まで <u>質疑回答を確認の上、提出すること。</u>
開 札	開 札 日 時	令和7年6月6日 10時00分
	開 札 場 所	高知市役所本庁舎3階契約課
予定価格に係る積算 疑義の申立	高知市建設工事等の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱（以下この項で「要綱」という。）の規定に基づき、開札後に落札決定を留保し、設計金額の積算に係る疑義の申立てを受け付ける。	
	金入り設計書 開示	時間 令和7年6月6日13時00分から申立期間終了まで 場所 道路維持課（高知市役所 本庁舎 5階）
	申 立 期 間	令和7年6月6日13時00分から同年6月9日16時00分まで
	申 立 方 法	要綱第8条の規定により、電子メール又は直接持参する方法によるものとする。（電子メールの場合は到達確認の連絡をすること） 場所 道路維持課（高知市役所 本庁舎 5階） 電子メールアドレス：kc-160400@city.kochi.lg.jp
	確認結果の公表等	申立てがあった場合は、高知市総務部契約課ホームページに掲載する。 掲載時期：令和7年6月11日
	そ の 他	要綱第12条の規定に基づき、落札候補者を決定した場合は、要領第10項に規定する入札資格要件等の審査を行う。
確 認 書 類 の 提 出 （落札候補者のみ）	提 出 期 限	提出を求められた日（落札候補者決定日）から起算して2日以内（閉庁日を除く。） <u>なお、落札候補者決定日は、高知市総務部契約課ホームページに掲載する「予定価格に係る積算疑義申立スケジュール」のとおりとする。</u>
	場 所	高知市役所本庁舎3階契約課
	提 出 書 類	入札資格要件確認書 <u>速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。</u>
	提 出 方 法	持参に限る。
落 札 決 定	確認書が提出された日から起算して2日以内（閉庁日を除く）に落札者を決定	
入 札 保 証 金	高知市契約規則第8条第2号該当により免除	
契 約 の 保 証	必要	

3 消費税及び地方消費税について

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額にて入札すること。

4 その他

- (1) 入札参加者は、「高知市建設工事等競争入札心得（電子入札用）」（平成27年9月1日施行）及び高知市電子入札運用基準（平成27年9月1日施行）を遵守すること。
- (2) 入札参加手続を行った者の間において、要領第4項第6号の基準に該当する場合は、入札参加資格を認めない。また、開札後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準に該当する者の入札を無効とする。なお、当該無効入札を行った者は再度入札に参加することができない。
- (3) 本工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者は入札参加資格を認めない。
- (4) 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内での入札者がいない場合は、高知市電子入札運用基準第13条第3項の規定に基づき、本工事の開札手続終了後、再度入札を行う。再度入札を行う場合は、その旨を入札参加資格者に電子入札システムにより（紙入札者が参加する入札においては電子入札システム以外のその他適切な手段による）通知する。
- (5) 落札候補者が提出期限までに入札資格要件確認書を提出しないとき、又は入札参加資格を有しないと認められる場合は、失格となる。
- (6) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して10日以内に契約を締結すること。また、電子契約を希望する場合は、落札決定後、「電子契約利用承諾書」を電子メールにより提出すること。
- (7) 契約締結の日までの間に次のいずれかに該当したときは、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
 - ア 要領第4項第1号、第2号、第4号、第5号又は第11号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - イ 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。
 - ウ 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - エ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - オ その他の事由により入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (8) 本工事の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。
- (9) 落札者は、契約締結までに平成23年12月26日付け「独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について」の中の誓約書（別記様式1）を提出すること。これがない場合は契約を辞退したものとみなし契約を締結しない。
- (10) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約締結までに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (11) 受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払によるいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。
- (12) その他の条件については、要領に示すとおり。

5 担当部署

高知市総務部契約課

住所 高知市本町五丁目 1 番 45 号（高知市役所本庁舎 3 階契約課）

電話 088-823-9416 FAX 088-823-9496

電子メールアドレス kc-050500@city.kochi.lg.jp